

家庭でできる節水

- 台所 蛇口のこまめな開け閉めで、水の使用時間を5分間短縮
→約30リットルの節水
- 洗濯 お風呂の残り湯を利用
→約100リットルの節水
- 洗面 歯を磨いているとき蛇口を開けっ放しにしない
→1回の歯磨きで約17リットル節水
- 風呂 シャワーのこまめな開け閉めで、水の使用時間を3分間短縮
→約36リットル節水

8月は1年で最も水道が使われる月です。節水は節約にもつながるので、実践してみましょう！



トイレ レバーを使い分ける。大レバーで1回に約11～15リットル、小レバーで1回に約2～3リットルの水が流れます。→レバーの使い分けで1回につき約9～12リットル節水

洗車 20分間ホースで洗車ではなく、バケツ5杯分の水で洗車
→1回で約190リットル節水
※散水ホースから水漏れする場合がありますので、使用後は蛇口をしっかりと閉め、散水ホースは必ず取り外しましょう。

給水件数と給水量

年度	給水件数	給水量
H 27	16,308	3,734,539 m ³
H 28	16,622	3,668,354 m ³
H 29	17,045	3,701,322 m ³



蛇口をすべて閉めても、パイロットが回転していたら漏水の可能性があります。
※パイロットとは、メーターについている八角形の銀色のコマのことです。

- 市営水道の検針は、2か月ごとに行います。検針がしやすいよう、次の事項にご協力をお願いします。
- メーターボックスの中はいつもきれいにしておく
- 犬はメーターボックスから離れてつなぐ
- メーターボックスの上に物を置かない（ボックスのふたが破損する恐れがあります。）
- メーターボックスの上に車などを駐車しない

検針にご協力を

水道の管理は、公道部分は市水道課で管理をしているので、漏水などが起きた場合は水道課で修理をしますが、宅地部分で漏水などが起きたときは、お客様（所有者または使用者）の負担で修理することになります。月に一度は水道メーターの点検をしましょう。

こんな時は連絡を

所有者が変わった、水の色が変色したり出なくなったり、道路で漏水を発見した↓水道課
引越などにより、開・閉栓が必要になった、使用者が変わった水道料金や検針に関する事
↓市上下水道料金徴収事務受託者
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社営業所
☎（93）1791
月～金曜日 8時30分～17時30分
土曜日 8時30分～12時30分
※日曜日・祝日を除く

水道料金の支払は便利な口座振替で

- 口座振替にすると、一度の手続きで支払いの時間が省けます。納入通知書または使用水量のお知らせ（検針票）、通帳と届出印鑑を持参し、取扱金融機関で申し込んでください。
- 水道課に電話し、水道管の検査や点検があるか確認する
- すぐに依頼や契約をしない
- 市消費生活センター
☎（93）5348へ相談する

限りある

貴重な資源 水

毎年8月1日は、水資源の有限性や水の貴重さ、水資源開発の重要性に対する関心を高め、理解を深めるための「水の日」です。また、この日から1週間を「水の週間」としています。

この週をきっかけに、「水」の大切さについて、みなさんも考えてみませんか？

水道課 ☎（93）3340

富里市の水道

富里市の水道は、地下水と印旛広域水道用水供給事業（水源は利根川水系など）から購入する浄水の2つを水源としています。

地下水は、深さ120mの深井戸（取水井）5か所から取水し、浄水場内の着水井に入ります。着水井で次亜塩素酸ナトリウムを注入し、消毒された後、ろ過機によって鉄・マンガンを取り除き、配水池に送られます。

購入している浄水も配水池に流入させ、地下水と混合することにより、水質の均質化を図っています。配水池（8,540m³）に貯留された水は、配水ポンプで利用者へと給水されています。

水道事業の経営

市では常に経費の節減と効率的な業務を行う健全な運営に努めています。水道事業の経営は、法律により「事業に必要な経費は、その経営に伴う収入をもって充てること」と定められていることから、独立採算性で経営しています。また、安全な水を継続的に安定して供給するためには、水道施設の運転や管理、改良・整備などの費用が必要となりますが、主に利用者の皆さんが負担している水道料金でまかなっています。

月に一度は水道メーターの点検を

水道本管から各家庭に引き込まれている給水管や給水栓などを「給水装置」といい、水道メーターを除き、お客様（所有者または使用者）の財産です。

漏水などによる工事の際は

市の指定給水装置工事事業者へ連絡・相談してください。

【注意事項】

水道（給水装置）の工事契約は、工事事業者とお客間で行うものです。工事後のトラブルを避けるため、次の事項に十分注意してください。

- 希望する内容の工事を行うことができる指定給水装置工事事業者が確認する
- できるだけ複数の事業者から見積もりを取り、内容を検討する（見積もりが有料の場合もある）ので、事前に確認してください。
- 工事が始まる前に、工事の内容、費用、アフターサービスなどについて、十分な説明を受ける

指定給水装置工事事業者とは

水道法により、全国一律の要件で、水道（給水装置）工事の事業を行う者の申請に基づき、市（水道事業者）が指定した工事事業者。※市指定の指定給水装置工事事業者は、市公式ホームページまたは水道課で確認できます。

点検商法にご注意ください

「水道管まわりの点検やパッキンの交換を無料で行います」「市から依頼を受けました」などと言いい、電話や訪問する業者がいるとの情報提供がありました。

家庭の水道管の検査や点検を、市が業者へ依頼することはありません。検定期間満了を伴うメーター交換を行う業者は、市が発行した身分証明書を携帯しています。

【被害を防ぐために】

● 不用意に自宅や庭先に業者を入れない

● 水道課に電話し、水道管の検査や点検があるか確認する

● すぐに依頼や契約をしない

● 市消費生活センター
☎（93）5348へ相談する